

## 令和元年度 村上地区区長会要望事項について（回答）

### 1. 市内全域の側溝清掃を行政で対応することについて

昨年度、本件要望に対しては、「地域によっては側溝清掃が困難となっており、業者に委託するケースも増えていることは認識」し「将来的には、住民による清掃が難しくなり堆積土砂による溢水や悪臭など市民生活に支障をきたすことが考えられますので、今後の対応策を検討」していく旨の回答をいただきました。

ただ「膨大な側溝延長となるため多額の予算が必要となること」等から、これまでどおり各町内での対応をしていただきたいとの説明もありました。行政の立場も理解はできますが、高齢化は待ってくれません。また、業者委託する際の費用も各町内にとっては、大きな負担となっています。

行政で対応できるまでの間の策として、各町内が業者委託する費用に対しての補助金制度の創設をお願いいたします。

【回答：建設課】

ご要望のあった側溝清掃に対する補助金の創設につきましては、将来的な支援策のひとつとして、研究を進めているところです。しかし、実施に向けては多くの課題や調整事項があるため、それらを整理しながら制度化の可否について判断したいと考えております。

なお、今後につきましては、ご町内での環境美化活動の現状などについて、聞き取りさせていただきたいと考えておりますので、その際にはご協力いただきたくお願いいたします。

### 2. 避難所の環境整備について

昨年度、度重なる避難準備情報が発令されましたが、避難所での受入れでは様々な課題があったのではないかと捉えています。その都度指示された避難場所が変わり、住民が何処へ行けば良いのか、などで右往左往しておりました。村上南小学校体育館ではマット等の敷物が不足し、避難した高齢者の中には仕方なく自宅へ戻った方もいました。

避難する方は健康な人ばかりでなく、持病のある人、足腰が弱り日常生活に補助を要する人等がいて、現実に災害が起こり、大勢が避難した場合を想定すると不安になります。

また、介護施設と関係する様な福祉避難所があるという事を聞きました。高齢者等に配慮した避難所の環境整備を、市民目線でもう一度ご検討くださるようお願いいたします。

【回答：総務課・介護高齢課】

避難所での受け入れの課題である避難所が変わることにつきましては、例えば、洪水の危険がある場合、浸水する避難所へは避難させない等、災害の危険のない施設への避難が基本であるため、災害の都度指定しており、このことを防災行政無線、登録制メール、エリアメール等を通じて流しますので、その避難施設への避難をお願いしています。避難所はできるだけ変わらないことが住民にとってわかりやすいのですが、上記のような理由から災害の種類に応じて変わることも御理解と御協力をお願いします。

高齢者や障害者等の避難行動に支援が必要な方（避難行動要支援者）の避難につきましては本市といたしましても緊急課題の一つと認識しております。災害時にスムーズに避難支援を行えるよう民生委員や区長の御協力のもと「災害時見守りカード」を作成しておりますが、避難行動要

支援者の避難には自主防災組織等の地域の協力が不可欠でありますので、皆さまの御協力をお願いいたします。

福祉避難所につきましては、現在、市と協定を結んでいる施設は 22 施設となっておりますが、災害時には利用者の支援が優先になるため受入可能人数は限られています。よって、直接福祉避難所へ避難することは混乱を招くことから、一旦指定避難所へお越しいただき、避難所職員の判断のもと福祉避難所へ移送することとなっています。対象者の目安としては日常生活において全介助が必要な方が対象となります。このため、日常生活の一部に介助が必要な方には、指定避難所の中で簡易ベッドや畳の部屋、仕切られた空間を設け御利用いただくなど、高齢者や障害者に配慮した避難所の環境整備から実施したいと考えております。

### 3. 大町地内の旧ウオロク跡地の取得及び整備について

かねてからウオロク跡地の取得と駐車場、公衆トイレ、循環バスの待合所としての整備を要望しているところでしたが、この度、中央商店街振興組合に対して市より取得及び借用もできないとの説明があったと聞きました。

この案件は優先順位が低いからとの理由だそうです。現在、当地区では歴史まちづくりの取組の真っ最中であり、この方針には納得ができません。

もしウオロク跡地が整備されれば、観光の点から見ても経済効果が期待でき、なにより公衆トイレは絶対不可欠です。よってこの度の説明を見直し、ウオロク跡地の取得と整備を強く要望します。

【回答：観光課・企画財政課】

当該地につきましては、これまで市と所有者とで協議を重ねており、また、その対応について検討してまいりました。まずは、当該地域の景観整備に重点的に力を入れていくこととしていることから、当該地の早期の購入や購入を前提とした借用は出来ない旨を地権者へ回答し、了解をいただいたところです。

### 4. 空き家とその土地周辺対策について

市内には長期間、所有者不在の空き家、空き地があり、管理が行き届かず雑草が生い茂って荒れ放題となっている場所が見られます。観光地を標榜する村上市にとって見苦しく、また近隣住民にとっても、ゴミの不法投棄や害虫の発生元になる等、大きな問題となっています。

町内会として対応しようとしても、個人情報保護という点から十分な情報を提供してもらえない事も多くあり苦慮しています。

土地所有者に対して、適切な管理の徹底を指導するよう要望します。

【回答：市民課】

空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「村上市空き家等の適正管理に関する条例」に基づいて、所有者等に適切な維持管理に努めていただくよう助言・指導を行っております。

十分な対応がなされている空き家等は決して多くはないのが現状ではありますが、今後も、町内会等と連携を図りながら、空き家等の管理に対する倫理感が失われないよう、そして空き家等の管理が適正になされるよう、所有者等に対し適切な助言・指導を行ってまいります。